

のである。しかるに此に労働組合破壊の努力をいしめしめるに至つては支那階級の陰謀の恐ろしさを痛感せざるを得ない。
我等は我等の生活の一切の保障を現存會に要求する。だがその保障を無産階級に轉嫁することには絶対的に反対しなげ残存はらない。
否反対する正當の権利を有するものである。

【実行方法】

- ① 共同戦線のスローガンとし政治意識の喚起に努めること。
- ② 中央委員会に建議し、労働組合の全国的統一ある運動を起さしむること。
- ③ 中央委員会として労働農民党に提議せしめ同時に労働農民党各支部を動かして労働農民党をして本問題に關する積極的運動を起さしむること。

労働力

規約改正案

【決議】

労働力の対立せる現在社会に於ては、労働階級は闘争を通じてのみ自己階級の目的を獲得する事を得るのである。
故に不断の闘争を断つては、労働階級は支那階級に對し、より完全にして偉大なる組織を持つたはばなりぬ。
現約は組合の組織と行動を規程とせるものであつて現約の完備は、労働階級の完備である。勿論規約の完備によつてのみ労働階級の闘争力を完全に發揮し得るものではない。完備せる組織とそれの振奮なる運動によるものである。
而して故に活動する活動あるもそれらを集中統一し組織的に敵陣に内進し得る組織形態なくば闘争力は分散し、動搖現存の支配する外となる。
労働組合は集中した統一した民主的集中主義による完全な組織形態を採つたために規約の完備を期せねばならぬ。
現行規約は本地方評議会の創立当時制定の終にして改めざるを認め、左の如く改正することを決議す。

一、地方組合が集つて日本労働組合評議會を構成し、地方的行動の統一